

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨		対応区分	市の考え方
収集等の禁止(2件)			
○個人的な利・活用のための収集等は認めてもよいのではないか。販売目的のための収集のみ禁止すべきである。	原案どおり	○収集の目的により禁止対象を区分するのは困難であると考えます。	
○収集等の禁止については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」を適用できないか。	原案どおり	○法律では禁止されていないため、条例による規制が必要であると考えます。	
対象者(10件)			
○不法投棄をしているためトラックに対しては規制すべきである。	原案どおり	○禁止対象者を区分するのは困難であると考えます。	
○車,トラック, 外国人から規制すれば大まかなトラブルは減る。それから段階を踏まえて今後のことを決めるべきである。	原案どおり		
○市民の苦情の原因は暴力団が絡んでいると言われる軽トラックによる不法滞在外国人などを使った組織的な資源ゴミ回収である。暴力団が資源ゴミを資金源に置いて放置できないというのならその部分のみに焦点を当てた別の対策を取るべきである。	原案どおり		
○軽トラックで資源ゴミを集める暴力団を先ず取り締まってほしい。	原案どおり		

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨	対応区分	市の考え方
○事業者による大量の持ち去りに焦点を当て、自動車やバイクを用いた持ち去りに限定して規制する、ホームレスの人々の働く権利や生活に配慮した代替策を講じることを明示するなど、ホームレスの人々の人権に十分配慮すべきである。	原案どおり	○禁止対象者を区分するのは困難であると考えます。 ○なお、アルミ缶等の資源物を収集しているホームレスに対しては、ホームレス自立支援策へ誘導するよう取り組みます。
○対象者が広すぎる。徒歩又は自転車で生計を立てる目的でリサイクルゴミを収集している人から、収入の機会を奪うことになりかねない。路上餓死者が増えることも予想される。組織的持ち去りを禁止する目的のためには、自動車等の利用や複数人による持ち去りを規制すれば足りるはずである。	原案どおり	
○対象者を団体等に限定している点が問題である。組織的な持ち去り行為への対策をするためであれば、車やバイクを使っでの持ち去りを禁止すれば足りる。空き缶回収によって生計を立てているホームレスの人の生存権を脅かしかねない。路上での餓死者を出してはいけない。	原案どおり	
○ホームレス状態の人達の生活、生存を脅かすおそれがあると考え。事業者が手広く空き缶を回収している実態もあると思われるが、ホームレスの人達の生活・生存を考慮すれば、少なくとも収集等の禁止の対象を限定し、ホームレスの人達の行為まで規制することがないようにすべきである。	原案どおり	
○空き缶などの回収で生計を立てている人もいるから、その人達の生きる道を奪うことになるのではないかと危惧する。車両などで組織的に回収するような人達を対象とするなど、適用の範囲を限定すべきで、それで十分と思う。	原案どおり	
○収集できる者を限定することは、事実上、ホームレスの方々の生活の糧を一方的に奪うものであり、ホームレスの方々を経済的苦境に追い込むものである。暴力団が資源ゴミを資金源に置いて放置できないと言うのなら、その部分のみに焦点を当てた別の対策を取るべきである。規制するのであれば、規制の対象を明確にして、限定的に適用できるように、より工夫した内容にすべきである。一律に広く罰則の対象にするような条例は広きに失する。	原案どおり	

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨		対応区分	市の考え方
対象物(2件)			
	○資源ごみのみではなく、燃えるごみ等も含めたごみすべての持ち去りを規制対象にしてほしい。	原案どおり	○ご意見のとおり、家庭ごみはすべてを規制対象としています。
	○家庭ごみのなかの資源物のみを対象とする規定内容とした場合には、別表で具体的に列挙して明確にする。地域集団回収についても別表で資源物を具体的に明確に列挙特定し、表示する。	原案どおり	○家庭ごみはすべてを規制対象としています。 ○地域集団回収については、収集・保管されているものはすべてを規制対象としています。
地域集団回収(2件)			
	○資源物(新聞、雑誌、空カン、ビン、ダンボール)は子供会、老人会、町内などが指定した日時に出せば、各団体の資金源にもなっており、手間はかかると思うが持ち去りが防げらると思う。	原案どおり	○ご意見のとおり、市民の皆様がアルミ缶などの資源物を地域集団回収に出していただくことが持ち去り防止につながると考えており、地域集団回収からの持ち去りも禁止しています。
	○不燃物を出す人の協力が必要と思う。町内での廃品回収の時に出すとよいと思う。	原案どおり	
禁止命令(1件)			
	○禁止等の命令には再発防止指導の措置も加える。	原案どおり	○ご意見のとおり、禁止等の命令の際には再発防止の指導を行います。

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨		対応区分	市の考え方
買い取り(4件)			
○不法持ち去りは買い取る業者がいるためであり、こちらの罰則を強化する方が良いと思う。罰金を高くしても良いと思う。	原案どおり	原案どおり	○買取り禁止に違反し、勧告に従わない者については、名称及び違反の内容を公表することとしています。
○非鉄金属の買い取り業者まで徹底して罰則や罰金を重くしないと意味がないと思う。	原案どおり		
○善意で買い取りの場合を含め、再発防止を指導して、禁止命令する。	原案どおり	原案どおり	○ご意見のとおり、買取った者に対しては、勧告を行うことにしており、その際は、再発防止の指導を行います。
○ホームレスの方々が民間業者に売却することを禁止するのではなく、福岡市において買い取る公式な制度なり業者なりを用意すべきである。単に一般的に禁止するのは明らかにやりすぎである。	原案どおり	原案どおり	○持ち去り行為を防止するためには、買取り行為の規制は必要であると考えます。なお、買取り行為の規制対象は、持ち去り禁止対象物に限定しており、すべての買取り行為を禁止しているものではありません。

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨		対応区分	市の考え方
罰則等(5件)			
○他の都道府県より罰則や罰金を重くしないと意味がないと思う。	原案どおり	原案どおり	○禁止命令に違反した場合は、5万円以下の過料を科すこととしています。 ○過料としたのは、まずは秩序を維持することが先であるため、秩序罰である過料が適当であると考えています。
○組織的かつ継続して行った悪質な場合には、罰金20万円以下の刑事罰の適用。	原案どおり		
○「資源物の持ち去り行為」という事無かれ的表现ではなく、「資源物の窃盗」と明確に表現すべきである。罰則も今後の資源物窃盗防止のため、さらに厳しく「窃盗罪」を適用すべきと考える。	原案どおり		
○不法投棄や海外への不適正処理などの罰則を条例に明記する必要がある。	原案どおり		○不法投棄については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて対応します。また、海外への不適正処理についても関係機関と連携して対応します。
○悪徳業者やホームレスを市と県警が連携して逮捕・起訴できることや、一般市民が現行犯逮捕できることを条例に明記しなければ、全く意味がないし、到底対処できない。	原案どおり		○条例の実効性を確保するため、夜間パトロールを強化するとともに、警察と連携を図りながら対応します。

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨		対応区分	市の考え方
反対・撤回・再考(8件)			
○空き缶を集めることで、仕事をして対価を得て、自立の一助として生活している方の頼みの綱を断ち切るような条例はやめていただきたい。	原案どおり	○禁止対象者を区分するのは困難であると考えます。 ○なお、アルミ缶等の資源物を収集しているホームレスに対しては、ホームレス自立支援策へ誘導するよう取り組みます。	
○資源ゴミを回収している人たちの仕事を奪わないでほしい。	原案どおり		
○条例制定反対。ホームレス対策をした後で、資源ゴミの問題をしてほしい。弱い立場のホームレスの人の生活の糧を奪わないでほしい。	原案どおり		
○本件に反対し、再考を求める。小規模に収集を行っているホームレス状態の人を排除している点で、ホームレス状態の人の生存権を脅かすおそれがある。	原案どおり		
○生活保護のお世話にならないでがんばりたい。そう願って空き缶拾いに精を出しているおじさんたちの存在を知る者としては、条例の制定に対して、再考を願う気持ちでいっぱいです。	原案どおり		
○現在、それで生計を立てているホームレスの生活を侵害するおそれがある。彼らから働いて生活する権利を奪うのはかわいそう。	原案どおり		
○条例に抗議する。撤回し条例制定をしないことを求める。日雇い・野宿労働者の生活基盤を破壊し、収入源を断つものである。	原案どおり		
○民法に定める無主物先占の規定に反し違法であり、憲法で保障された生存権、営業権及び参政権を侵害し違憲であるので条例制定に反対する。	原案どおり		

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨		対応区分	市の考え方
賛成(3件)			
○組織的に持ち去る行為が頻発しているのであれば、何らかの罰則付き条例を制定することに賛成である。	原案どおり	○条例を適切に施行します。	
○「持ち去り行為」を阻止すれば、市民の「家庭ごみ」の処理費負担は大幅に軽減されることになるので、早期の条例制定を希望する。既に他の市町村でも「資源物の窃盗防止条例」が施行されており、福岡市においても早急に条例を制定施行し、市民の家庭ごみ処理費負担を軽減しなくてはならない。	原案どおり		
○禁止命令や買い取り禁止については原案どおりと考える。	原案どおり		
その他(14件)			
○ホームレスの方は自転車に乗るだけの量を集めているとのこと。生活保護支援はいやだと思う方が多い。マイペースで生きたいとのこと。正しく保護を受ける人と不正な人も多くいる。	原案どおり	○禁止対象者を区分するのは困難であると考えます。 ○アルミ缶等の資源物を収集しているホームレスに対しては、ホームレス自立支援策へ誘導するよう取り組みます。	
○空き缶集めで生計を立てている人からしたらまさに死活問題と思うのでしっかり検討すべきではないかと思う。	原案どおり		
○ホームレスの人々は生保に頼らず、ある意味、自立しているのではないかと。そのために市が得るべき利益を彼らが享受していたとしても、生保額からすれば微々たるもののような気がする。市が逸失利益を考えてこの条例案を通そうとするのなら、ホームレスの人々が皆生保を受給するかもしれないという、その支給額とのつりあいから考えて、条例案を考えてほしい。市民として、税金から支払われる生保額が膨れ上がるのは望まない。	原案どおり		
○規制するのであれば、この労働で対価を得て何とか生活を続けている方々に別の仕事を準備してほしい。現在生活保護で生活なさっている方々にも、様々な状況に応じた彼らが継続できるようなたくさんの種類の仕事を準備する役割が行政にはあるのではないかとと思う。	原案どおり		
○資源ゴミを取り上げるのではなく、生活困窮者自立の道具にしてはどうか。	原案どおり		

資源物の持ち去り行為の防止に関して条例に規定する事項(案)についての市民意見募集結果

意見の要旨	対応区分	市の考え方
○本来、市の委託の業者が回収するのが当たり前と考える。	原案どおり	○ご意見のとおり、市が責任をもって収集できるように取り組みます。
○一日も早い早期の条例制定を目指すためには、このような諸事情を市民にもっと広く説明し、理解を得、賛同と支持を得ることが重要である。	原案どおり	○ご意見のとおり、持ち去りに関する広報・啓発に取り組みます。
○近年景気が回復し就業希望者は100%仕事に就けるような状況である。義務を果たさず権利のみを声高に主張する輩には一切の配慮は無用である。条例制定に関わる人たちは、毅然として粛々と目標達成に向け取り組んでいくべきと考える。	原案どおり	○持ち去り行為がなくなるように取り組みます。
○アルミ缶・スチール缶・ペットボトル・廃家電・鉄屑等について今月は何十トン集まりどここの業者にいくらか売りましたなど、お金の使い道の流れをホームページにのせて一般人に分かりやすく解説してほしい。	原案どおり	○収集・売却した資源物についての広報について取り組みます。
○悪徳業者が地域集団回収を悪用する可能性があるので、悪徳業者への立入り調査を徹底する必要がある。	原案どおり	○地域集団回収が適切に運用されるよう取り組みます。
○「不燃ごみ」については、表示を「資源ごみ」と新たにし、明確にしてほしい。	原案どおり	○ごみの表記や分別については、今後の参考とさせていただきます。
○「空きびん・ペットボトル」用の袋のように、「アルミ缶」用の袋も用意してほしい。	原案どおり	
○民間企業による古紙回収により地域集団回収における回収量が減っている。法的な取り締まりを希望する。	原案どおり	○民間企業によるリサイクル事業の規制は困難と考えており、地域集団回収が活発になるように取り組みます。
○市の回収がされる前に持ち去られている。しかし最近はその数も減少していると聞いている。	原案どおり	○条例の施行に伴い、パトロールの強化に取り組みます。